

冬の電力需給の対応について（依頼）

- 「2022年度冬季の電力需給対策」（2022年11月1日電力需給に関する検討会合）において、産業界や自治体と連携した節電体制を夏季と同様に構築することとされました。
- つきましては、
 - － 電力需給ひっ迫時の連絡体制の再点検（産業界／自治体）
 - － 電力需給ひっ迫時の節電対策の実施に向けた準備につにつきまして、ご協力をよろしくお願いいたします。

資源エネルギー庁 電力基盤整備課

電力需給ひっ迫時の対応（2022年度）

電力需給ひっ迫準備情報の発信

・蓋然性のある追加供給力対策を踏まえても、エリア予備率5%を下回る見通しとなった場合、前々日18時を目処に一般送配電事業者から電力需給ひっ迫準備情報の発信

前々日18時目処

電力需給ひっ迫注意報の発令

・あらゆる供給対策を踏まえても、広域予備率が5～3%の見通しとなった場合、前日16:00を目途に資源エネルギー庁から注意報を発令。

※前日16時以降に、気象条件の変化や、電源の計画外停止等により、広域予備率3%未満の見通しとなった場合は急遽警報発令となることがあり得る。
※需給ひっ迫のおそれが解消されたと判断される場合には注意報を解除する。

電力需給ひっ迫警報の発令

・あらゆる供給対策を踏まえても、広域予備率が3%を下回る見通しとなった場合、前日16:00を目途に資源エネルギー庁から警報を発令。
※計画停電等を行う可能性がある場合、一般送配電事業者から実施の可能性を公表する。

電力需給ひっ迫警報の発令（続報）

・需給状況が前日時点から改善がされず更新があった場合や、より厳しい見通しとなった場合、広域予備率が3%未満の場合にエネ庁から警報（続報）を発令。
※需給ひっ迫のおそれが解消されたと判断される場合には警報を解除する。

節電要請※

※切迫度に応じて、節電要請の内容を変更

警報発令・節電要請等を行った後も広域予備率が1%を下回る見通しの場合

緊急速報メール（対象者：不足エリア内の携帯ユーザー）の発出
・不足エリア内の携帯ユーザーに、エネ庁から「緊急速報メール」を発信。

計画停電の実施を発表

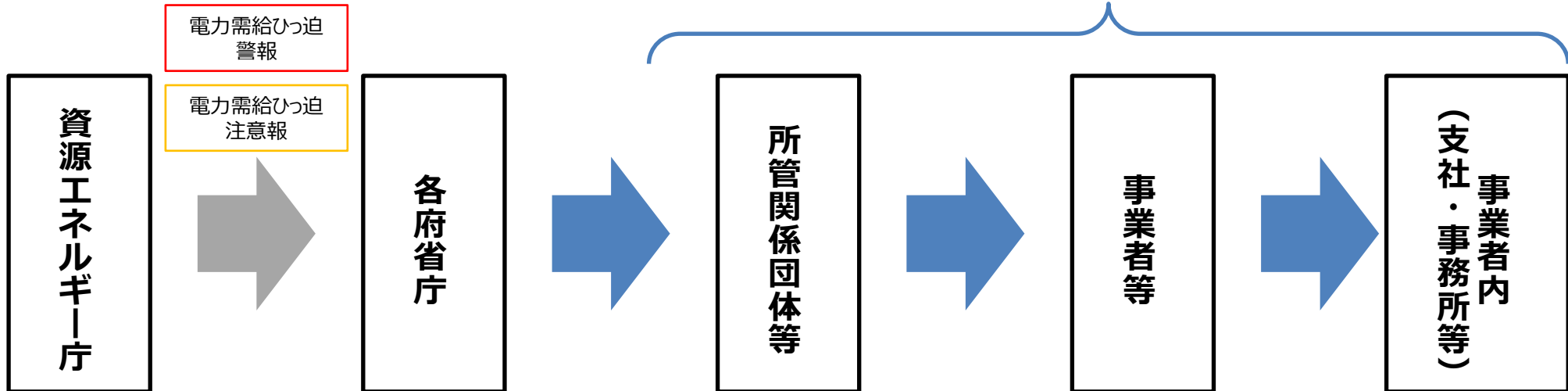
実需給の2時間程度前

※自然災害や電源の計画外停止が重なるなど、急遽予備率低下が生じるケースにおいては、上記スキームに限らず警報等を発令する場合がある。

電力需給ひっ迫注意報／警報発令時の連絡体制の再点検（産業界）

- 電力需給がひっ迫する見通しとなった場合、資源エネルギー庁から、前日16時目処に、広域予備率が5%を下回る場合には電力需給ひっ迫注意報、3%を下回る場合には電力需給ひっ迫警報を発令します。
- 電力需給ひっ迫注意報／警報は、各府省庁を通じて所管の関係団体、関係団体から事業者等に連絡するため、改めて、**節電要請の連絡を迅速に行うための連絡体制を構築・周知**をお願いします。
※資源エネルギー庁から、各メディア等を通じた周知も行います。

<電力需給ひっ迫注意報／警報連絡フロー>

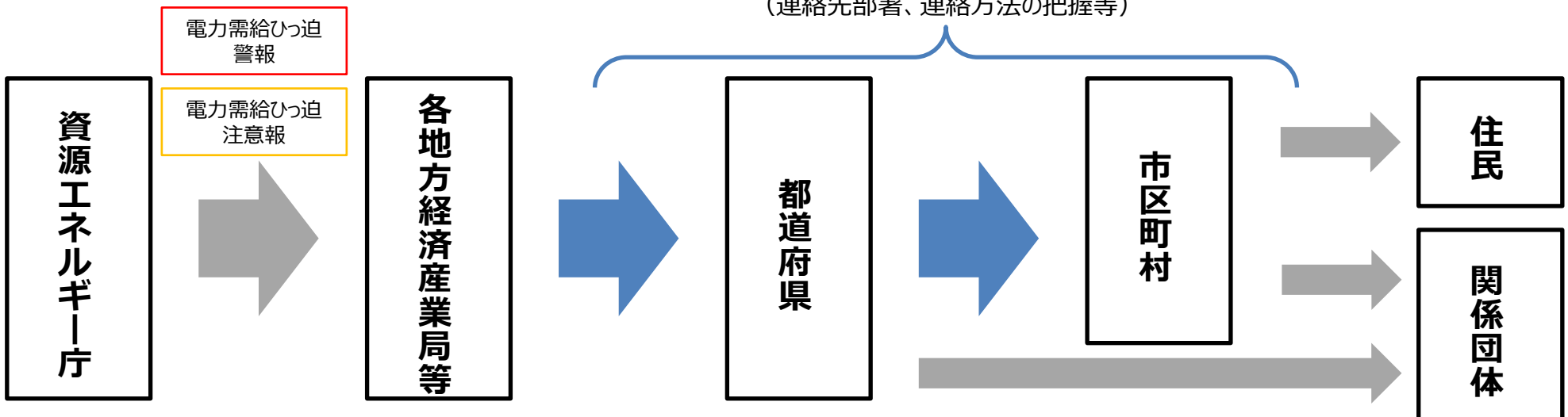


※地方支分部局への
連絡体制を含む

電力需給ひっ迫注意報／警報発令時の連絡体制の再点検（自治体）

- 電力需給がひっ迫する見通しとなった場合、資源エネルギー庁から、前日16時目処に、広域予備率が5%を下回る場合には電力需給ひっ迫注意報、3%を下回る場合には電力需給ひっ迫警報を発令します。
- 電力需給ひっ迫注意報／警報は、地方経済産業局等を通じて各都道府県、各都道府県から市区町村に伝達するため、改めて、各都道府県・市区町村におかれましては**節電要請の連絡を迅速に行うための連絡体制の構築・周知**をお願いします。
※資源エネルギー庁から、各メディア等を通じた周知も行います。

<電力需給ひっ迫注意報／警報連絡フロー>



電力需給ひっ迫注意報／警報発令時の節電対策の実施に向けた確認

- 各関係団体・業界団体や事業者においては、電力需給ひっ迫注意報／警報が発令された場合には、「冬季の省エネ・節電メニュー」などを参考にいただき、あらかじめ、それぞれの事情や電力需給状況に合わせた節電行動（最大で電力使用量の10%削減が目安）の検討・確認や社内の連絡体制・手順等の確認をお願いします。
- また、平時から無理のない範囲での節電・省エネの協力をお願いします。

平時

- ・平時の節電行動の実施
- ・ひっ迫時の節電行動、連絡体制、手順等の検討・確認

準備情報発信時

前々日18時目処

- ・節電要請連絡体制の確認
- ・節電行動を実施する準備

注意報／警報発令時

前日16時目処から当日

- ・迅速な節電要請連絡の伝達
- ・需給状況に応じた節電行動の実施

冬季の省エネ・節電メニュー



<需給ひっ迫時の節電行動の検討例>

電力需給状況に合わせて、各事業者で実施する節電行動をあらかじめ検討・確認してください。

- ・照明や空調、OA機器の稼働を平時よりも更に関引き（あらかじめ止める照明等を決める）
- ・店舗の広告灯を消す
- ・エレベータの一部を停止する
- ・機器の稼働時間をずらす
- ・就業時間の繰り上げ

【参考】対価支払型DRの促進について（節電プログラム促進事業）

- 需給ひっ迫時に、需要抑制を促すことのできる、対価支払型のDR（ダイヤモンド・レスポンス）について、政府としてもしっかりと後押しします。
- 具体的には、この冬は厳しい電力需給が見込まれる中、小売電気事業者等が実施する冬の節電プログラムに、ご家庭や企業の皆様に登録いただき、また、実際に節電にご協力いただいた場合に、国から支援を行う節電プログラム促進事業を行っています。（詳細は、<https://setsuden.go.jp/>をご覧ください）

第1弾：登録支援

この冬の需給ひっ迫に備え、節電に協力いただける需要家を増やすため、節電プログラムに登録いただいたご家庭や企業に一定額のポイント等付与（低圧（家庭等）：2,000円、高圧特高（企業）：20万円）

第2弾：実行支援

電力需要が高まる12月～3月に、現在のまだ厳しい需給の見通しを踏まえ、対価支払型の節電プログラム※に参加して、一層の省エネに取り組んでいただいた家庭や企業に対して、電力会社によるポイント等に、国によるポイント等を上乘せする支援

※対象となるプログラムは以下のとおり。

- ① 月間型（kWh）プログラム：前年同月比で一定の電力使用量を削減した場合、達成として評価し、対価（低圧：1000円/月、高圧特高：2万円/月）を支払う
- ② 指定時型（kW）プログラム：電力会社が指定する日時に、ベースラインより電力使用量を削減した場合、削減量を評価し、対価を支払う（※注意報・警報時40円/kWh、その他20円/kWh上限での補助）

実施スキーム

